
【講演レポート】JIPDECセミナー「電子契約検討のための基礎知識－ゼロから始める電子契約！」

質疑応答

合同会社PPAP総研 代表社員／JIPDEC客員研究員 大泰司 章 氏

日鉄ソリューションズ株式会社

デジタルテクノロジー&ソリューション事業部 営業部 エキスパート 石原 雄二 氏

サイバートラスト株式会社 マーケティング本部

プロダクトマーケティング部 担当部長 田上 利博 氏

事前のご質問より

Q:コロナ渦を経て脱ハンコが叫ばれるようになり、今後、さらに電子署名や電子契約が増えるとの予測がされることが多いが、それが一体どのようなものなのか、どのようなシステムにより運用されているのか等、実際の事例を踏まえながら基礎から理解したい。

A:電子契約サービスは、契約書を取り交わす部分だけではなく、これまでメールや郵送でお客様とやりとりをしていたさまざまな書類（見積書、請求書等含む）の管理に利用できるクラウドサービスです。自社でも、見積依頼書から注文書、請書、体制図、その他提出書類を一括管理しているので、利活用がしやすくなっています。

Q:電子署名やタイムスタンプは必須か否か。また使用する場合の電子証明書はどのようなものである必要があるか。

A:内容の重要度に応じた使い分けになると思います。金銭が発生しない覚書や申込書のようなものであれば必要ないかもしれませんが、重要な契約書等には電子署名やタイムスタンプを付与することで、後々の紛争があった際の備えにもなるので利用することが望ましいと思います。

電子署名やタイムスタンプを付与すれば当然費用も発生するので、費用に見合う価値があるかというところも判断して利用していただきたい。

Q:PDFでの電子捺印は今後官公庁や一般でも普及するのか、それともなりすまし防止の観点で脆弱なことから、他のシステムが今後普及していくのか。

A: PDFにある印影イメージも、単に画像を貼り付けているだけのものもあれば、電子署名とセットになっているもの、「電子捺印」という商品名もあるので、電子捺印の定義によって異なりますが、いずれにしても、今後官公庁でも一般企業でも、紙への押印という行為自体はPDFへの電子捺印や電子署付与に置き換わっていくことになると思います。

官公庁の場合、庁内での手続き承認の意味だけであれば「画像の貼付け」を利用することも考えられなくはないですが、外部への発注等第三者とやりとりを行う際は「画像の貼付け」だけでは不十分な

ので、最近は官公庁・行政が電子契約サービスを導入したというニュースも多く聞かれるようになっていきます。

Q:誓約書などに転用できるのか

A:利用することはできますが、誓約書の内容を自社で勘案して「これは社内ワークフローですませる」「これは電子署名を付与する」等整理することが望ましいです。

Q:小規模会社での電子帳簿保存法対応について（複合機などでの保存やOneDrive等で保存でも可能かどうか）

A:改正電子帳簿保存法では電子データの保存要件が定められており、また真正性の確保も求められています。複合機やOneDriveが検索性や見読性を満たす機能があれば利用することは可能ですが、複合機単体で要件を満たすものは現状ないと思われます。国税庁のQ&AではOneDriveのようなストレージで保存することは可能としています。検索性確保のためファイル名に「日付・相手先・金額」を記載するか、台帳を作成して管理することが必要です。取引件数にもよりますが、保管機能も有する電子契約サービス等を利用した方が時間・労力は削減されます。また、別のサービスに移る時や、サービス自体が終了してしまう時に、保管データの出力機能も整備されています。

Q:電子帳簿保存法では、真実性の確保として、以下いずれかの対応が要求されているとのことですが、cを選んだ場合で、かつ該当データに個人情報が含まれていた場合、本人から削除・訂正の請求があった際に対応しなければならないルールと矛盾してしまうように見受けられます。その場合はどのような対応となるのかお聞きできればと思います。

- a. データの受領後遅滞なく認定タイムスタンプを付与する
- b. 改竄防止等のための事務処理規程を作成し運用する
- c. データを改竄/削除できないシステム等を利用する
- d. 書類の発行者側で認定タイムスタンプを付与

A:税理士事務所で確認したところ、税法が優先するという回答でした。

当日のご質問より

Q:クラウド型の電子署名方式についてはご説明いただいたのですが、ローカル型の電子署名がどのような方式あるいは流れになるのかを教えてくださいませんか。

A:ローカル型に関しては、たとえばAdobe Acrobat等の各種PDFのビューワーで電子署名を付すことは技術的には可能ですが、契約の甲乙双方がそのスキルを持っている必要があるため、現在ではローカル型電子署名はほぼ使われていないと思います。

Q:事業者署名型（立会人型）の意味がよくわかりません。たとえば、事業者の代表者に変わって法務部の人が署名するということでしょうか？

A:事業者署名型（立会人型）の立会人は、契約の甲乙に当たる企業ではなく、電子契約サービスを提供している事業者になります。

Q:当事者型、立会人型の使い分けはどう判断されるのでしょうか。どちらがトレンド（？）でしょうか。

A:限定した取引相手との契約では当事者型、逆に取引先が多く1社との取引件数が少ない場合は事業者署名型（立会人型）が利用されるケースが多いです。また、契約内容、金額の多寡によっても使い分けをされています。電子契約サービス全体で見ると、事業者署名型（立会人型）の方が価格は安いので、利用者数が伸びているようです。当事者型と事業者署名型（立会人型）の両方の署名ができるサービスも増えています。銀行の住宅ローン等BtoCでは当事者型が多く使われています。金融機関では、社内規程に照らし合わせて紙での契約と同様のルールで運用するため当事者型を選択するケースが多いようです。

Q:特商法における役務提供に関する契約書の電子契約については、先に電子契約をしてもいいという署名を対面でもらう必要があるというような話を聞いたのですが、どのような方向になりそうでしょうか？

A: 消費者庁の「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」では、取引類型によって消費者の承諾取得の方法が違ってしかるべきという議論がされています。

10月の検討会で提示された報告書案の3ページの①にてその旨が示されています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/assets/consumer_transaction_cms101_221003_2.pdf

Q:代行署名に付いては、何か法令的な制約はありますか？

代行署名・押印等のエビデンスを担保できる方法を何か紹介できますでしょうか？

A:基本的に法令上の制約はありませんが、リライイングパーティー（受領者）側を保護するためには、本人（代行を依頼する人）による、本人の意思によってのみ代行者は署名すること、本人の意思によらない署名が行われても本人の責任であることを、本人に宣言させるのがよいと思います。

（本質問については、宮内・水町 IT法律事務所 宮内 宏弁護士にご回答いただきました）

Q:Web Trust for CA(?)の監査が万が一通らなかった場合に発生する影響などはどのようなものがあるのでしょうか。

A:もし監査で指摘された改善事項があった場合には、それらを見直して対応する必要があるため、監査が通らないという影響はありません。

Q:モバイル(スマホやiPad)で電子署名を検証する一般的な方法はあるのでしょうか？

A:まだモバイル側での電子署名の検証は一般的になっていません。今のところは電子契約サービス内で検証することが多いようです。電子契約サービス外で検証をしたい場合は、無償で検証を行うクラウドサービスがあります。(JIPDECトラステッド・サービス登録を取得している事業者の中では、インフラウェア社が行っています。 <https://www.infra-ware.net/>)

Q:住宅ローンの契約は、当事者型ということですが、個人契約者も1回の契約のために電子証明書を用意(購入)するのでしょうか？

A:はい、用意(購入)しています。住宅ローンに限らず、多くの電子契約サービスでは、電子証明書の発行から署名は一連の流れの中でできるようになっており、電子証明書の購入はそれほど面倒ではありません。

本内容は、2022年10月14日に開催されたJIPDECセミナー「電子契約検討のための基礎知識－ゼロから始める電子契約！」での質疑応答の内容を取りまとめたものです。